

市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における
道路空間再配分効果検討業務委託
プロポーザル実施要項

令和7年（2025年）6月

熊本市公共交通推進課

市道本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線における道路空間再配分効果検討業務委託 プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

市道本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線における道路空間再配分効果検討業務委託

(2) 業務目的及び概要

交通渋滞が常態化しており、市民生活に影響を与えている。一方、公共交通の利用者は年々減少し、自家用車の占める割合が大幅に増加している。

本業務は本市の都市交通における課題である「道路交通の渋滞」と「公共交通分担率の減少」の解決に向け、基幹公共交通軸の 1 つである「託麻(長嶺)方面」において、バスレーン導入の効果を検討するものである。

(3) 業務内容

資料 1 「市道本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線における道路空間再配分効果検討業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)による内容を含むものとする。

(4) 履行場所

熊本市

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年(2026 年)3 月 13 日まで

(6) 提案上限額

9, 100 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 11 階

熊本市都市建設局交通政策部公共交通推進課

電話 096-328-2522 (直通)

電子メール: kokyokotsusuishin@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに業種として、第 1 分類「交通量関係調査」で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、都市交通に関する交通量推計及び便益算出に関する業務委託の実績を有すること。（申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。）
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて (1) ～(10) の要件を全て満たす者であること。

4 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布

(1) 配布方法

本件プロポーザル実施要項及び関係書類（提出書類の様式等）は、本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休

日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

なお、担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

(2) 配布期間（ホームページ掲載期間）

令和7年（2025年）6月3日（火）から令和7年（2025年）6月16日（月）とする。

5 参加表明書等の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 参加資格審査調書（様式第2号）

ウ プロポーザル参加者の同種業務の実績（様式第3号）

エ 配置予定技術者（管理技術者）の資格取得状況調書（様式第4号）

オ 配置予定技術者（主たる担当技術者）の資格取得状況調書（様式第5号）

カ ウの実績を証する契約書の写し及びテクリス等の写し（必須）

※なお、ア～カの提出書類のサイズについては、A4版の片面印刷とする。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）6月16日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

「2 担当部局」に示す場所

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送とし、封筒の表面に「市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託 参加表明書在中」と明記すること。

イ 持参の場合は午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

ウ 郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

6 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日を持って行うものとする。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(2) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、

書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 辞退

参加表明書等を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7 参加表明者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

8 説明会

説明会等は実施しない。

9 仕様書等に関する質問

- (1) 質問は質問書（様式第6号）で行うこととし、電子メールで提出すること。提出後は必ず電話で「2 担当部局」に連絡すること。
- (2) 質問の受付は令和7年（2025年）6月16日（月）午後5時までとする。
- (3) 質問への回答は本市ホームページへ随時掲載する（個別回答は行わない。）。

10 提案書等の提出

6(1)の通知により参加資格があると確認された者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

「11 提案書等作成要領」に則って作成の上、提出すること。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）6月26日（木）午後5時まで

(3) 提出先

「2 担当部局」に示す場所

(4) 提出方法

- ア 持参又は郵送とし、封筒の表面に「市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託 提案書在中」と明記すること。
- イ 持参の場合は午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
- ウ 郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。不慮の事故による紛失

又は遅配については考慮しない。

(5) 留意事項

ア 提出書類については、提案書等の提出日時点において記載すること。

イ 提出期限後の提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 辞退

提案書等を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

1 1 提案書等作成要領

(1) 提出書類

提案書等は次に示す様式（様式ごとに指定された添付書類を含む。）により提出すること。

ア 技術提案書提出書（様式第7号）

イ 技術提案書表紙（様式第8号）

ウ 業務実施体制調書（様式第9の1号、9の2号）

エ 参考見積書及び内訳書（任意様式）

オ 提案書（任意様式）

カ 工程表（任意様式）

注）見積書の金額は、税込み（10%）で「市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託プロポーザル実施要項1．業務概要（6）」に定める金額以内とすること。この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

(2) 提案内容

ア 実施体制

確実に業務を履行するための人員や体制、実現性について、スケジュールを含め具体的に分かりやすく明示すること。なお、人員については、専門性の高い知識や資格を有している人員や類似業務にあたった経歴をもつ人員等については、可能な範囲で記載すること。

イ 提案を求める特定テーマ

『熊本都市圏の渋滞解消のためのベストミックスの考え方』

熊本都市圏では、公共交通の利用者が年々減少している一方で、都市圏における交通分担率については、自家用車の占める割合が大幅に増加している。特に朝夕の通勤・通学時間帯の交通渋滞が常態化しており、自家用車から公共交通への利用転換を促進することが喫緊の課題となっていることから、熊本都市圏の渋滞解消のためのベストミックスの考え方について提案すること。

(3) 提案書等の提出部数

様式第8号を表紙として一冊にまとめた状態で提出すること。

ア 正本 1部

添付書類を含め、参加者名が分かるもの。

なお、正本の表紙には、あて名「(あて先) 熊本市長」、業務委託名「市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託」、提出年月日、提案者名(企業名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載すること。

イ 副本 4部

添付書類を含め、正本から商号または名称及びそれらを類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても商号または名称が分かるような表現は行わないこと。(押印不要)

なお、副本の表紙には、業務委託名「市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託」と提出年月日のみを記載し、提案者名及び担当窓口は記載しないこと。

ウ 正本及び副本とも、紙ベースによる提出と併せてそれぞれ電子データ(CD-ROM又はDVD-ROMによること)も提出すること。

(4) 作成上の留意事項

ア 提案に当たっては、できる限り定量的に示すこと。定量的に表すことが不可能な場合には、できる限り具体的に記述すること。

イ 『2. 提出書類』のア～ウについては、それぞれ「A4版、縦書き、片面1枚以内」とすること。

ウ 『3. (1) 実施体制』については、「A3版、横書き、片面1枚以内」とし、『3. (2) 提案を求める特定テーマ』については、「A3版、横書き、片面1枚以内」とすること。また、指定する頁数を超えている場合は、超えた頁数の部分は評価しない。また、提出する際には、A4サイズに折り込むこと。

エ 文字の大きさ、行間などに配慮し、読みやすいものとして作成すること。

オ 色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるようにすること。

カ 要求した内容以外の書類等については、これを受理しない。

キ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。

ク 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、用語の説明、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な提案書を作成すること。

ケ 提案書には、表紙、目次を除き、ページ番号を一連で付すこと。

- コ 記載順は任意とするが、項目名を付し、評価項目のいずれを記載した項目か分かるようにすること。
- サ 図表等を記載する際にはそれぞれ連番で番号を付したうえで、題名を付すこと。

1.2 スケジュール

※日程は全て令和7年（2025年）

内 容	日 程
実施要項・関係書類配布（HP掲載）	6月3日（火）～6月16日（月）
質問書提出期限	6月3日（火）～6月16日（月）
参加表明書等の提出期限	6月16日（月）
参加資格確認通知発送（予定）	6月18日（水）
提案書等の提出期限	6月26日（木）
提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング	7月 2日（水）
選定結果通知発送・契約締結（予定）	7月上旬

1.3 ヒアリング等の実施

提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）については以下のとおり実施する。

(1) 実施日

令和7年（2025年）7月2日（水）

※ 実施時間は別途通知する。

(2) 実施場所

「2 担当部局」に示す場所

※ 審査会会場の詳細は別途通知する。

(3) 実施方法

ア 対面による質疑応答形式により実施する。

イ ヒアリング等に出席する者は1提案者につき3名までとする。また、プレゼンテーション時は、提出した提案書等に準じた内容とすること。

(4) プレゼンテーションに際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、追加資料は受理しない。

(5) ヒアリングは、審査基準に示す評価項目について実施する。

(6) ヒアリング等を正当な理由なく欠席した者は、失格とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとする。

1 4 審査の方法等

(1) 審査の主体

市道本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線における道路空間再配分効果検討業務委託契約候補者選定審査会において行う。

(2) 審査の基準

別紙「市道本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線における道路空間再配分効果検討業務委託契約候補者選定審査会審査基準」による。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を次点契約候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査項目「提案に対する評価（業務実施体制）」の点数が高い者を上位とする。「提案に対する評価（業務実施体制）」の点数も同じ場合は、審査会の協議により、契約候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 5 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 6 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 7 本件プロポーザルに参加する者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 「3 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合

- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

18 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

- (3) 契約書(案)

本市ホームページへ掲載する。

- (4) 提出書類に関する事項

- ア 提出書類の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された提出書類は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。
- ウ 提出された提出書類は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- カ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措

置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可。）。
- (8) 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。なお、契約者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (9) 提案時に提出された概算見積額は、本業務を提案上限額以内で実施可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。
- (10) 仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、契約候補者と、その提案内容を参考とし本市との協議により決定する。